2、給料は近く最高一割七分最低三分の割を以て昇給せしむる様案製作中にて出來る限り他會社に遜色なき様努力する。

3、退職手當法なきを以て會社の内規として一年勤續毎に二十五日分位の手當を支給する案を樹て可成近々實現する

4、公傷の場合は差支へなく支給す

5、從業員の任免は會社の合議制に改む

6、各線の專任泊は今直ちに實行は困難なるを以て新車の配置により適當なる方法を構ずる

7、制服の問題も會社に一任

8、修理の問題も善處

9、洗車當番の廢止は實現困難なるを以も他に適當なる方法に改むること

10、運轉者給料は他社の振合を見て出來る限り善處

財團法人 協調會福岡出張所

[illegible]

財團法人 協調會福岡出張所